

平成31年度事業計画書

平成31年4月 1日から
平成32年3月31日まで

平成31年度の基本方針

- ・広島県内の高等学校もしくは中学校を卒業した優秀な学生に対して、奨学金を貸与することにより、優れた人材を育成することを目的とする。
- ・募集案内のホームページ掲載や高等学校への郵送等の広報活動を早く開始することにより、奨学生の応募拡大に努める。また、償還金の請求以外にも、返済期限到来の案内を事前送付し、返済期限の厳守を喚起し償還を着実に実施する。
- ・経費を節減し、経営の安定継続を図る。

1. 貸与事業

学生に対する奨学金の貸与（定款 第4条1項）

(1) 貸付業務

平成31年3月で5名の貸与が終了するので、今年度は応募者のうち新たに4名の奨学生を決定する。

項目	内容	備考
奨学金金額	年額 24万円	1ヶ月 2万円×12ヶ月
貸付期間	原則 4年間	正規の最短修業期間
貸付方法	年4回分割貸付	4月、7月、10月、1月 新規分は4、7月分 一括
平成31年度 貸付内容	予定額 3,600千円	予定者 15名
	内 新規貸 960千円	内 新規貸付者 4名
貸付者数	15名	平成28年度 2名 平成29年度 4名 平成30年度 5名 平成31年度 4名

(2) 償還業務

平成31年度償還中21名、償還開始4名、合計25名が対象者。大部分は償還計画に従い実行されている。返済遅延の場合は再請求を行う。年度末の償還期限が近づいた際には通知して、滞納者の発生を防ぐ。

奨学金貸付債権額（予定）

項目	人数	金額(円)
平成31年度年期首残高	41名	22,300,000
平成31年度貸付金額	15名(11+4)	3,600,000
平成31年度償還金額	25名(21+4)	2,776,000
平成31年度期末残高	45名	23,124,000

2. 理事会及び評議員会等の開催（定款 第16条、第17条、第22条、第29条）
及び奨学金貸与事業を円滑に進めるため、次の会議を開催する。

(1) 理事会

開催月	主な審議内容	出席者
平成31年 5月	平成30年度決算承認	理事、監事
平成31年 6月	平成31年奨学生の決定	理事、監事
平成31年10月	平成31年度事業の実施状況報告	理事、監事
平成32年 3月	平成32年度予算(案)審議	理事、監事

(2) 定時評議員会

開催月	主な審議内容	出席者
平成31年6月	平成30年度決算承認 任期満了に伴う理事の選任	評議員、代表理事、 業務執行理事、監事

(3) 奨学生の選考

開催月	会場	出席者
平成31年6月	広島県東京事務所会議室	奨学生選考委員

(4) 奨学生との懇談会

開催月	会場	出席者
平成31年 6月	広島県東京事務所会議室	理事、監事、評議員、奨学生 (奨学生はOBを含める)
平成31年10月		理事、監事、評議員、奨学生 (奨学生はOBを含める)

以上